

利用調整基準の見直しについて

1. 利用調整基準の見直しについて

(1) 現 状

現在の利用調整基準は、子ども・子育て支援新制度実施にあわせ、平成27年4月入所より、客観性と透明性をより高めるために点数制を導入している。

現在の基準を策定する際には、旧基準や、国通知における優先利用の取扱を踏まえ、シミュレーションなどを行い策定したが、運用後、受付を担当している区役所の職員や、利用申込みをしている保護者などから様々な意見をいただいている。

その中でも特に、地域型保育の卒園後の利用についての課題や、きょうだいが別の施設で利用内定した場合などの相談が寄せられている。

(2) 課 題

①きょうだいに関する調整点数について

きょうだいに関する申し込みについては、調整点数において加点を行うことで、優先的に利用ができるよう項目を設定している。

しかし、年齢や施設の状況によっては、受入可能人数以上の申込みがあり、きょうだいが別の施設で内定することもある。

きょうだいが別の施設で利用内定した世帯からは、送迎や行事などに関する保護者の負担が大きいことや、子どもにとっても、きょうだいと同じ園に通う方が安心感がある、との意見を頂戴しているところである。

②地域型保育卒園後の利用に関する調整点数について

地域型保育の卒園後の利用に関して、調整点数の項目を設け、優先利用の対象としているが、連携施設への利用希望者の増加などにより、卒園後の利用が確保されないなどの課題がある。

(参考：調整点数における加点項目)

きょうだいと同時に申込をする場合。	3
きょうだいを利用している保育所等に転所の申込みをする場合。	5
すでにきょうだい保育所等を利用している場合（転所申込を除く）。	5
保育認定にかかる地域型保育事業の卒園児である場合。 （卒園後の利用申込みを除く）	5

(3) 方針

平成30年4月入所より、きょうだいに関する調整点数・地域型保育の卒園後の利用に関する調整点数を現在の基準より加点を行うことで調整する。

ただし、きょうだいに関する見直しにおいては、保育の必要性を踏まえ利用調整するという公平性の観点も念頭に置き、第1子の保育の緊急性が高い世帯の子どもについても、配慮したうえで検討する。

(4) スケジュール

- ① 6月 「保育所等利用調整基準」の改正案の作成及び市民意見募集
- ② 8月 市民意見を踏まえた利用調整基準の改正
- ③ 9月 市民に対し、30年4月入所の案内時に周知

(参考) 平成26年9月10日国通知「子ども・子育て支援法に基づく支給認定等並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認に係る留意事項等について」

「優先利用」の対象となる事項の例示にて、『⑦ 兄弟姉妹（多胎で生まれた者や、1号認定子どもである兄弟が認定こども園を利用している場合であってその弟妹が3号認定を受けて当該認定こども園の利用を希望する場合を含む。）について同一の保育所等の利用を希望する場合』と明記。